

青森地方裁判所委員会（第39回）議事概要

1 日時 令和6年2月8日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（50音順、敬称略）

井上貴由、小山田文泰、金澤一能、工藤哲郎、斉藤尚、島根一紗、
月舘法弘、花田真一、古田孝夫、山田秀隆

(2) 説明者 赤平民事訟廷管理官、直井民事主任書記官

4 議事

(1) 開会

(2) 古田所長挨拶

(3) 協議テーマ

ウェブ口頭弁論について

(4) 意見交換の要旨（◎委員長、○委員、□説明者）

□ 意見交換に先立ち、ウェブ口頭弁論で使用する機器の説明及び模擬口頭弁論の実演を行った。

◎ 御感想、御意見等はございますか。

○ ウェブによる参加者に対して、ウェブ口頭弁論が始まる前に、第三者がいなかを確認するために必ず周囲を映すことになるのか。カメラで周囲を写す際に、室内の映ってほしくないものが映り込まないか心配である。

□ 実際の運用としては、期日前にウェブ参加の方に、文書等で、第三者がいなかどうかの確認するなどの注意喚起を行い、ウェブ参加に支障のない部屋での実施や、映り込んでほしくない物の移動等をお願いすることを考えている。

□ 実際にどこまで部屋の中を確認するかはケースバイケースである。周りを少し確認すれば足りる場合もあれば、完全に確認する場合あり、裁判官の訴訟指揮で判断するものと考えている。

○ 今はきちんと画面に映っているが、事前に接続テストはあるのか。

□ 第1回口頭弁論前には、事前に接続テストを行うことを考えている。

- 停電等の不具合があった場合どうなるか。
- 争点整理手続きは、映像がなくても電話で繋ぐことが法律上可能である。また、不具合で映像が途絶えた場合は、急遽電話を使う、あるいはT e a m s の電話機能を使うなど、音声だけで繋いで手続を適法に行うことは可能である。

他方、このウェブ口頭弁論は映像と音声セットであることが定められているため、映像が無い場合は口頭弁論期日を開けないことになる。災害等で通信が途絶した場合は、ケースバイケースであるが、担当裁判官の判断を以て、当事者に不利益が及ばないような形で、期日を延期するなどの処置になると考えている。

また、音声だけが繋がる場合は、例えば、急遽口頭弁論期日を争点整理手続期日に切り替えるなどし、口頭弁論期日は後日にするなど、色々工夫しながら対処していくことになると考えている。

- 証人尋問もウェブで行うことが予定されているのか
- ウェブで実施するかどうかについては、当事者双方の意見を聞いて決めることになる。

その際、双方いずれかの弁護士が、表情・挙動をつぶさに見て尋問したい等の意見があることが想定されるので、そこを踏まえて、実際の法廷で実施するか、ウェブで実施するかを判断することになると考えている。

他方で、あまり表情や挙動とか関係のない、例えば鑑定人尋問であるとか、専門家の意見を確認する場合や、多忙な専門家の方をお呼びする場面ではウェブで実施するなど、使い分けていくことが考えられる。

- 録音録画された情報が拡散した場合、どのような対策をとるのか。
- 現在、民訴法上の罰則は制定されていないが、裁判所の他のウェブ手続と共通する課題のため、事前説明等が重要であると考えている。

- 不正があった際、手続を打ち切るという内容の模擬実演だったが、口頭弁論期日を打ち切ることになるのか、それとも裁判をやり直すことになるのか。

□ 裁判を打ち切るのではなく、その手続をウェブを用いて行うことを取りやめるという趣旨なので、ウェブを利用する上での信頼を十分保てないと判断した場合には、ウェブを使わずに実際の法廷で手続を進めることになると考えている。

○ 争点整理等で利用しているウェブ会議において、実際の運用でトラブルがあったのか。

□ 運用が始まった当時は、裁判所も弁護士も不慣れであることから、慎重に操作していたこともあったが、最近はT e a m sに習熟しており、その点はあまり懸念していない。

(傍聴席側から当事者席側に移動し、実際に機器等の見学)

○ ウェブ口頭弁論において、傍聴席を確認したい場合には映してもらえるか。

□ 技術的には可能であるが、傍聴席は出入りがあるため、常に傍聴席の動向を把握したい場合には出頭してもらう、あるいは傍聴席の出入りが気にならない事件をウェブの対象とするなど、いずれも今後の検討課題であると考えている。

○ 代理人弁護士や本人宅でウェブ参加を行う際に、要件が揃っていればどこから参加してもよいのか。

□ 会議に適した場所(第三者がいない、外部に会議内容が流出しないなど)で通信環境があるなど、最低限の要件は満たすことによって、可能と考えている。

ただし、第三者で弁護士でない方が介入していないかどうかや、本人確認などの現実的な問題があるため、場合によっては、最寄りの裁判所に出頭していただくと、裁判所の設備で繋ぐことができ利便性があると思う。

また、手続で何度も顔を合わせている方と、初めて顔を合わせる方とでも違ってくると思う。

○ ウェブ参加があると、裁判所に行かなければならない原告等が、病気などのために裁判所に行くのが難しい場合、弁護士等がその方のお宅でウェブ参加できるようにパソコン設定などをしてくれるのであれば、参加する幅が広がり、また手続が進むため、これまでは救済されなかった人でも救われるケースが出てくると思う。

また、今後ウェブ参加が進んでくると、ウェブ参加が多くなった場合の大変さが増すと思う。

○ 5分から10分で済むようなやりとりの場合、例えば東京から青森まで移動しなくてもよいと、ウェブ口頭弁論はいいと思う。

○ 本人確認が非常に難しいと感じた。また、周りに人がいないかどうかなどの確認にも問題はあるのではと感じた。一方で、こういう取組を始めることは、時代がそうなっているので、進みながら少しずつ検討していけばよいと思う。

□ 本来録音できないのに録音された場合にどういうふうに対応するのか懸念されるとの話があったが、ウェブ口頭弁論は、裁判所の訴訟指揮の対象なので、訴訟指揮に従っていただけない場合は、手続上何らかの不利益を受ける場合もあるため、御理解いただきながら進めていくものと考えている。

また、先ほどウェブ口頭弁論を録音した場合に罰則がないと説明したが、民訴法の規律としては罰則がないということであり、刑法上の罰則にあたるかどうかは別問題であるので、この点補足する。

○ 録音録画は繰り返し再生される反面、リアルタイムで見られる分には問題ないと思う。許可を得た報道機関は、パブリックビューイングのように見られるようにすると、注目の高い裁判などで傍聴券のために並ぶなどの無駄が省けると思う。

○ 遠方からの当事者であれば移動時間が無くなると思う。ウェブ参加が広まれば、もっと裁判が利用しやすくなると感じた。

◎ 本日、委員の皆様からのお話の中で、色々な課題やヒントをいただいた。これを今後、取り入れられるものがあれば、取り入れていきたいと思っている。